

平成 18 年 5 月 11 日

各 位

会 社 名 株式会社 多摩川電子  
代表者名 代表取締役社長 藤原 孝雄  
(JQ・コード6838)  
問合せ先  
役職・氏名 取締役 八島 昭  
電話 0467-76-2291

## 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 18 年 5 月 11 日開催の当社取締役会において、平成 18 年 6 月 29 日開催予定の当社第 38 回定時株主総会に下記のとおり定款一部変更について付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

### 記

#### 1. 定款変更の理由

「会社法」(平成 17 年法律第 86 号)、「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(平成 17 年法律第 87 号)、「会社法施行規則」(平成 18 年法務省令第 12 号)及び「会社計算規則」(平成 18 年法務省令第 13 号)が平成 18 年 5 月 1 日に施行されたことに伴い、当社定款につき、所用の変更を行うものであります。

- (1) 単元未満株主の管理の効率化を図るため、単元未満株主の権利を限定する規定を新設するものであります。
- (2) 取締役会の機動的な運営を図るため、取締役会を開催せずに取締役会の決議があったものとみなすことを可能にするための規定を新設するものであります。
- (3) 取締役がその役割を十分に発揮できるように、責任免除の規定を新設するものであります。
- (4) 社外取締役がその期待される役割を十分に発揮できるように、社外取締役との間に責任限定契約を締結することを可能にするための規定を新設するものであります。
- (5) 社外監査役がその期待される役割を十分に発揮できるように、社外監査役との間に責任限定契約を締結することを可能にするための規定を新設するものであります。
- (6) 会計監査人が独立監査人としての役割・機能を十分に発揮できるように、会計監査人との間に責任限定契約を締結することを可能にするための規定を新設するものであります。
- (7) 機動的な資本政策および配当政策を図るため、剰余金の配当等を取締役会決議により行うことを可能とする旨の規定を新設するものであります。
- (8) その他会社法が施行されることに伴い、規定の整備、条文の加除に伴う条数の変更等所用の変更を行うものであります。

なお、「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(平成 17 年法律第 87 号)に定める経過措置の規定により、平成 18 年 5 月 1 日付で、当社定款には以下の定めがあるものとみなされております。

- ① 当会社に、取締役会、監査役、監査役会、会計監査人を置く旨の定め
- ② 当社は、株券を発行する旨の定め
- ③ 当社は、株主名簿管理人を置く旨の定め

2. 変更の内容は次のとおりであります。

現 行 定 款	変 更 案
第 1 章 総 則	第 1 章 総 則
(商号) 第 1 条 当社は、株式会社多摩川電子と称し、英文では、TAMAGAWA ELECTRONICS CO., LTD. と表示する。	(商号) 第 1 条 (現行どおり)
(目的) 第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 1. 通信用機器および部品の製造ならびに販売 2. 電子応用機器の製造および販売 3. 前号に付帯する一切の業務	(目的) 第 2 条 (現行どおり)
(本店の所在地) 第 3 条 当社は、本店を神奈川県綾瀬市に置く。	(本店の所在地) 第 3 条 (現行どおり)
(公告の方法) 第 4 条 当社の公告は、電子広告により行う。 <u>ただし、電子広告によることができない事故その他やむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して行う。</u> (新設)	(公告方法) 第 4 条 当社の公告 <u>方法</u> は、電子広告により行う。  <u>2. ただし、事故その他やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。</u>
第 2 章 株 式	第 2 章 株 式
(発行する株式の総数) 第 5 条 当社が発行する株式の総数は、1,488万株とする。	(発行可能株式総数) 第 5 条 当社の発行可能株式総数は、1,488万株とする。 (削除)
(自己株式の取得) 第 6 条 当社は、 <u>商法第 211 条ノ 3 第 1 項第 2 号の規定により、取締役会の決議をもって、当社の株式を買受けることができる。</u>	
(1 単元の株式数) 第 7 条 当社の 1 単元の株式の数は、1,000株とする。	(単元株式数) 第 6 条 (現行どおり)
(株券の発行) 第 8 条 当社は、株式に係る株券を発行する。 2. 前項の規定にかかわらず、当社は単元未満株式に係る株券を発行しないことができる。	(株券の発行) 第 7 条 (現行どおり)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>(基準日) 第9条 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)に記載または記録された株主(実質株主を含む。以下同じ。)をもって、その決算期に関する定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。</p> <p>2. 前項その他本定款に定めがある場合のほか、必要があるときは、取締役会の決議によりあらかじめ公告して基準日を定めることができる。</p> <p>(株主名簿管理人) 第10条 当社は株主名簿管理人を置く。</p> <p>2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、公告する。</p> <p>3. 当社の株主名簿、株券喪失登録簿および新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿、株券喪失登録簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取り、その他株式ならびに新株予約権に関する事務は、株主名簿管理人に取扱わせ、当社においてはこれを取扱わない。</p> <p>(株式取扱規程) 第11条 当社が発行する株券の種類ならびに株式の名義書換、単元未満株式の買取り、実質株主名簿・株券喪失登録簿への記載または記録、その他株式に関する取扱いおよび手数料については、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</p> <p style="text-align: center;">第3章 株 主 総 会</p> <p>(招集の時期) 第12条 当社の定時株主総会は、毎年6月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要があるときにこれを招集する。</p>	<p style="text-align: center;">(単元未満株式についての権利)</p> <p>第8条 当社の株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、その有する単元未満株式について、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>(1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利</p> <p>(2) 取得請求権付株式の取得を請求する権利</p> <p>(3) 募集株式または募集新株予約権の割当を受ける権利</p> <p>(基準日) 第9条 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</p> <p>2. 前項にかかわらず、必要がある場合は、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して一定の日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主または登録株式質権者としてすることができる。</p> <p>(株主名簿管理人) 第10条 (現行どおり)</p> <p>(株式取扱規程) 第11条 当社が発行する株券の種類ならびに株主名簿、株券喪失登録簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取り、その他株式または新株予約権に関する取扱いおよび手数料については、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</p> <p style="text-align: center;">第3章 株 主 総 会</p> <p>(招集) 第12条 定時株主総会は、毎年6月に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に招集する。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(招集権者および議長)</p> <p>第13条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役社長がこれを招集し、議長となる。</u></p> <p>2. 取締役社長に事故があるときは、<u>取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</u></p> <p>(決議の方法)</p> <p>第14条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数で行う。</p> <p>2. 商法第343条に定める特別決議は、<u>総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上で行う。</u></p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第15条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主を代理人として、<u>その議決権を行使することができる。</u></p> <p>2. 前項の場合株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。</p> <p>(議事録)</p> <p>第16条 <u>株主総会における議事の経過の要領およびその結果については、これを議事録に記載または記録し、議長ならびに出席した取締役がこれに記名押印または電子署名する。</u></p> <p>第4章 取締役および取締役会 (取締役会の設置)</p> <p>第17条 当会社は取締役会を置く。 (取締役の員数)</p> <p>第18条 当会社の取締役は、<u>10名以内とする。</u></p> <p>(取締役の選任方法)</p> <p>第19条 取締役は、<u>株主総会において選任する。</u></p> <p>2. 取締役の選任決議は、<u>総株主の議決権の3分の1以上にあたる株式を有する株主が出席し、その議決権の過半数で行う。</u></p> <p>3. 取締役の選任決議は、<u>累積投票によらないものとする。</u> (新設)</p>	<p>(招集権者および議長)</p> <p>第13条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役会の決議によって、取締役社長が招集する。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集する。</u></p> <p>2. 株主総会においては、<u>取締役社長が議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が議長となる。</u></p> <p>(決議の方法)</p> <p>第14条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、<u>出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>2. <u>会社法第309条第2項の定めによる決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</u></p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第15条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主<u>1名</u>を代理人として、議決権を行使することができる。</p> <p>2. (現行どおり)</p> <p>(削除)</p> <p>第4章 取締役および取締役会 (取締役会の設置)</p> <p>第16条 (現行どおり) (取締役の員数)</p> <p>第17条 当会社の取締役は、<u>8名以内とする。</u></p> <p>(取締役の選任)</p> <p>第18条 取締役は、<u>株主総会の決議によって選任する。</u></p> <p>2. 取締役の選任決議は、<u>議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>3. (現行どおり)</p> <p>(取締役の解任)</p> <p>第19条 <u>取締役の解任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役の任期) 第20条 取締役の任期は、<u>就任後1年内の最終の決算期</u>に関する定時株主総会終結の時までとする。</p>	<p>(取締役の任期) 第20条 取締役の任期は、<u>選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のもの</u>に関する定時株主総会終結の時までとする。</p>
<p>(代表取締役および役付取締役) 第21条 <u>代表取締役は、取締役会の決議により選任する。</u> 2. <u>取締役会の決議により、取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</u></p>	<p>(代表取締役および役付取締役) 第21条 <u>当社は、取締役会の決議によって、代表取締役を選定する。</u> 2. <u>取締役会の決議により、取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</u></p>
<p>(取締役会の招集権者および議長) 第22条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役社長が招集し、議長となる。</u>  2. <u>取締役社長に事故があるときは、取締役会の決議によりあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</u></p>	<p>(取締役会の招集権者および議長) 第22条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役社長が招集し、議長となる。</u> <u>取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定められた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。</u> (削除)</p>
<p>(取締役会の招集通知) 第23条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 2. 取締役および監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開くことができる。</p>	<p>(取締役会の招集通知) 第23条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の場合は、この期間を短縮することができる。 2. (現行どおり)</p>
<p>(取締役会の決議方法) 第24条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、<u>その議決権の過半数で行う。</u> (新設)</p>	<p>(取締役会の決議方法) 第24条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、<u>出席した取締役の過半数をもって行う。</u> (取締役会の決議の省略) 第25条 <u>当社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りではない。</u> (削除)</p>
<p>(取締役会の議事録) 第25条 <u>取締役会における議事の経過の要領およびその結果については、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名する。</u></p>	
<p>(取締役会規程) 第26条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。</p>	<p>(取締役会規程) 第26条 取締役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規程による。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(報酬および退職慰労金)</p> <p>第27条 取締役の報酬および退職慰労金は、株主総会の決議により定める。</p> <p>(新設)</p> <p>第5章 監査役および監査役会 (監査役会の設置)</p> <p>第28条 当社は監査役会を置く。 (監査役の員数)</p> <p>第29条 当社の監査役は、5名以内とする。</p> <p>(監査役の選任方法)</p> <p>第30条 監査役は、株主総会において選任する。</p> <p>2. 監査役の選任決議は、総株主の議決権の3分の1以上にあたる株式を有する株主が出席し、その議決権の過半数で行う。</p> <p>(補欠監査役の選任方法)</p> <p>第31条 当社は法令に定める監査役の員数を欠いた場合に備えて、株主総会において監査役の補欠者をあらかじめ選任することができる。</p> <p>2. 補欠監査役の選任決議は、総株主の3分の1以上にあたる株式を有する株主が出席し、その議決権の過半数で行う。</p> <p>3. 第1項の定めによる予選の効力は、当該選任のあった株主総会後最初に開催される定時株主総会開催の時までとする。</p> <p>(監査役の任期)</p> <p>第32条 監査役の任期は、就任後4年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>2. 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。</p> <p>3. 前条第1項に定める予選された補欠監査役が監査役に就任した場合、その監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。</p>	<p>(取締役の報酬等)</p> <p>第27条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第28条 当社は、取締役会の決議によって、取締役（取締役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。</p> <p>2. 当社は、社外取締役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、金10,000,000円以上であらかじめ定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。</p> <p>第5章 監査役および監査役会 (監査役会の設置)</p> <p>第29条 (現行どおり) (監査役の員数)</p> <p>第30条 (現行どおり)</p> <p>(監査役の選任)</p> <p>第31条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>(削除)</p> <p>(監査役の任期)</p> <p>第32条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>2. 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p> <p>(削除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(常勤の監査役) 第33条 <u>監査役の互選により、常勤の監査役を定める。</u></p> <p>(監査役会の招集通知) 第34条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。 ただし、<u>緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>2. 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開くことができる。</p> <p>(監査役会の決議方法) 第35条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</p> <p>(監査役会の議事録) 第36条 <u>監査役会の議事の経過の要領およびその結果は、議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名する。</u></p> <p>(監査役会規程) 第37条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</p> <p>(報酬および退職慰労金) 第38条 <u>監査役の報酬ならびに退職慰労金は、株主総会の決議により定める。</u> (新設)</p>	<p>(常勤の監査役) 第33条 <u>監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。</u></p> <p>(監査役会の招集通知) 第34条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。 ただし、<u>緊急の場合は、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>2. (現行どおり)</p> <p>(監査役会の決議方法) 第35条 (現行どおり)</p> <p>(削除)</p> <p>(監査役会規程) 第36条 監査役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規程による。</p> <p>(監査役の報酬等) 第37条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(監査役の責任免除) 第38条 <u>当社は、取締役会の決議によって、監査役(監査役であった者を含む。)の会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。</u></p> <p>2. <u>当社は、社外監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、金10,000,000円以上であらかじめ定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。</u></p>
<p>第6章 会計監査人 (会計監査人の設置) 第39条 当社は会計監査人を置く。 (会計監査人の選任) 第40条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。</p>	<p>第6章 会計監査人 (会計監査人の設置) 第39条 (現行どおり) (会計監査人の選任) 第40条 (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
(新設)	( <u>会計監査人の任期</u> ) 第41条 <u>会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u>
(新設)	2. <u>会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。</u>
(新設)	( <u>会計監査人の報酬等</u> ) 第42条 <u>会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。</u>
(新設)	( <u>会計監査人の責任免除</u> ) 第43条 <u>当社は、会計監査人との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、金28,000,000円以上であらかじめ定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。</u>
第7章 計 算 ( <u>営業年度および決算期</u> )	第7章 計 算 ( <u>事業年度</u> )
第41条 <u>当社の営業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとし、毎営業年度の末日を決算期とする。</u>	第44条 <u>当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。</u>
( <u>利益配当金</u> )	( <u>剰余金の配当等の決定機関</u> )
第42条 <u>利益配当金は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者に支払う。</u>	第45条 <u>当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議により定める。</u>
(新設)	( <u>剰余金の配当の基準日</u> )
( <u>中間配当</u> )	第46条 <u>当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。</u>
第43条 <u>当社は、取締役会の決議により、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者に対し、商法第293条ノ5の定めによる金銭の分配（以下中間配当金という。）を行うことができる。</u>	2. <u>当社の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。</u> (削除)
( <u>配当金等の除斥期間</u> )	( <u>配当金の除斥期間</u> )
第44条 <u>利益配当金および中間配当金は、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れるものとする。</u>	第47条 <u>配当金が、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れるものとする。</u>
2. <u>未払いの利益配当金および中間配当金には、利息を付けない。</u>	2. <u>未払いの配当金には、利息を付けない。</u>

### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成 18 年 6 月 29 日（木曜日）

定款変更の効力発生日 平成 18 年 6 月 29 日（木曜日）

以 上